事例番号:260081

## 原因分析報告書要約版

産 科 医 療 補 償 制 度 原因分析委員会第五部会

#### 1. 事例の概要

初産婦。妊娠39週、陣痛開始し、その4時間後に自然破水があり、入院 した。入院時、内診所見は子宮口全開大であり、胎児心拍数陣痛図では子宮 収縮が記録されていないが一過性徐脈が認められた。入院から46分後に自 然分娩で児が娩出した。臍帯巻絡はなく、羊水混濁は認められなかった。

在胎週数は39週1日で、体重は3186gであった。アプガースコアは生後1分8点(詳細は不明)、生後5分9点(詳細は不明)であった。出生後四肢に冷感が認められ、保温された。生後約14時間に母児同室となった。生後2日以降、体温は36.4~37.5℃で経過し、哺乳は母乳を与えた後に5%ブドウ糖液を補足していた。生後4日の最終哺乳後、児の顔色不良がみられたが助産師が観察した際には顔色は戻っており、大丈夫と判断し、母児同室を継続した。最終哺乳から約7時間後、妊産婦は添い寝中にぐったりしている児を発見し、看護師詰め所に連れてきた。助産師は無呼吸、全身白色、心拍数100回/分以上と判断し蘇生を開始し、医師と看護師へ連絡した。その後医師による蘇生が続けられ、呼吸停止から1時間15分後、新生児搬送を決定し、NICUに新生児搬送された。NICU入院時の静脈血ガス分析はpH7.188、PCO220.4mmHg、PO270.9mmHg、HCO3-7.5mmo1/L、BE-19.7mmo1/Lで、血糖

71mg/dLであった。四肢および口唇の振戦が持続して認められ、抗痙攣剤が投与された。脳波検査では全般性の活動低下でほとんど平坦であった。その後も発作様の動作が頻回にみられ、催眠鎮静剤が投与された。生後12日、頭部超音波断層法では側脳室周囲の輝度上昇が認められた。生後29日、頭部MRI所見から、新生児期に脳血流SPECTで高灌流となる箇所にダメージがあり、低酸素や灌流低下(血圧低下)のエピソードが強く疑われた。本事例は病院における事例であり、産科医1名、小児科医1名と、助産師1名、看護師1名、准看護師1名が関わった。

#### 2. 脳性麻痺発症の原因

本事例における脳性麻痺発症の原因は、生後4日に発症した呼吸停止・抑制により、新生児が低酸素状態となった結果、低酸素性虚血性脳症が発症したことと考えられる。児の呼吸停止・抑制の原因を特定することはできず、ALTEの範疇に相当すると考えられる。

#### 3. 臨床経過に関する医学的評価

妊娠経過における尿蛋白陽性時の対応とその他の外来における妊娠管理は 一般的である。

陣痛発来後、入院から分娩に至るまで経過観察とし、自然分娩で娩出としたことも一般的である。しかし、胎児心拍数陣痛図に子宮収縮が記録されておらず、分娩監視装置の装着方法は一般的ではない。

生後、四肢の冷感を認めた際の対応と生後4日までの医師、助産師による 対応は一般的である。生後4日の最終哺乳の時点まで児に異常は認められず、 妊産婦の病室で授乳および児の状態を観察したことも一般的である。家族か らみた経過によると、その後に病室にて児の顔色不良があり、ナースステー ションに連れて行ったが、顔色は戻っており、助産師は大丈夫と判断し、妊産婦と児は病室に戻ったとされており、助産師が妊産婦に特に指示や指導をすることなく母児同室を継続としたことは選択肢のひとつである。

児の呼吸停止が確認された後の対応は一般的である。NICUへの搬送決定時期も一般的である。

## 4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

## 1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

#### (1)新生児の記録について

児の蘇生処置を行った場合は、実施した処置および児の状態を診療録等に記録することが必要である。緊急対応によりその時点で記録できない場合は、事後に記録することが望まれる。

## (2) 分娩監視装置の装着方法について

本事例においては、提出された胎児心拍数陣痛図に子宮収縮が記録されていなかった。胎児心拍数陣痛図に子宮収縮波形も正確に記録されるよう、分娩監視装置のトランスジューサーを正しく装着することが望まれる。

# 2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項 母子同室中の管理体制について

母子同室体制において添い寝中に新生児の状態が悪化する報告が少なくない。母親に対する注意喚起を含め授乳の管理体制をより強化することが望まれる。

## 3) わが国における産科医療について検討すべき事項

## (1) 学会・職能団体に対して

### ALTEについて

ALTE (乳幼児突発性危急事態)の実態調査、病態解明、防止策を 策定することが望まれる。また、医療従事者に対して新生児期の無呼吸、 ALTE等に対する注意喚起や知識の普及、周知を行うことが望まれる。

#### (2) 国・地方自治体に対して

特になし。